

## 住宅履歴情報管理サービス 利用約款 新旧対照表

(現行)住宅履歴情報管理サービス 利用約款	(改定)住宅履歴情報管理サービス 利用約款
<p>第12条 (情報の管理)</p> <p>1. 当社は、情報蓄積の業務の遂行に関して善管注意義務を負います。</p> <p>2. 当社は、個人情報保護法第2条3項4号の規定にかかわらず、同法に規定された個人情報取扱事業者としての安全管理者措置義務(同法20条)、従業員に対する監督義務(同法21条)および委託先の監督義務(同法22条)を負い、これらに基づき当社は蓄積情報についての安全管理基準を定め、これを実行します。</p> <p>3. 当社は、不適切な個人情報の取り扱いまたは個人情報を漏洩させる等個人情報保護法に違反した場合には、個人情報保護法第2条3項4号の規定にかかわらず、同法に規定された個人情報取扱事業者と同等の責任を負います。</p>	<p>第12条 (情報の管理)</p> <p>1. 当社は、情報蓄積の業務の遂行に関して善管注意義務を負います。</p> <p>2. 当社は、個人情報保護法に規定された個人情報取扱事業者としての安全管理者措置義務(同法20条)、従業員に対する監督義務(同法21条)および委託先の監督義務(同法22条)を負い、これらに基づき当社は蓄積情報についての安全管理基準を定め、これを実行します。</p> <p>3. 当社は、不適切な個人情報の取り扱いまたは個人情報を漏洩させる等個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者として責任を負います。</p>
<p>第21条 (蓄積情報の破棄)</p> <p>1. 住宅所有者が第20条1項に基づく蓄積情報の引き取りを拒みまたは引き取りができないもしくは当社が過失なくして住宅所有者を確知することができない場合は、当社はその蓄積情報を廃棄することができます。</p> <p>2. 前項の規定により蓄積情報を廃棄した場合は、当社は遅滞なくその旨を住宅所有者に通知します。ただし、当社が過失なくして住宅所有者を確知できないときは、この限りではありません。</p>	<p>第21条 (蓄積情報の破棄)</p> <p>1. 住宅所有者が第20条1項に基づく蓄積情報の引き取りを拒み、もしくは引き取りができない場合または当社が過失なくして住宅所有者を確知することができない場合は、当社はその蓄積情報を廃棄することができます。</p> <p>2. 前項の規定により蓄積情報を廃棄した場合は、当社は遅滞なくその旨を住宅所有者に通知します。ただし、当社が過失なくして住宅所有者を確知できないときは、この限りではありません。</p>
<p>第26条 (合意管轄)</p> <p>本約款に関して生じる紛争については、当社本社を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則</p> <p>本約款は、平成22年4月1日より適用します。            (平成23年 1月 1日改定実施) 一部改定            (平成24年 7月 2日改定実施) 一部改定            (平成28年10月26日改定実施) 一部改定            (令和 2年 4月 1日改定実施) 一部改定            以上</p>	<p>第26条 (合意管轄)</p> <p>本約款に関して生じる紛争については、当社本社を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則</p> <p>本約款は、平成22年4月1日より適用します。            (平成23年 1月 1日改定実施) 一部改定            (平成24年 7月 2日改定実施) 一部改定            (平成28年10月26日改定実施) 一部改定            (令和 2年 4月 1日改定実施) 一部改定            (令和 4年 2月 1日改定実施) 一部改定            以上</p>